

2023年8月1日

取引事業者各位

学校法人大阪経済大学

インボイス制度（適格請求書等保存方式）に関してのご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、2023年10月1日より、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。インボイス制度では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

本学につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下のとおり通知いたします。

また、課税事業者の皆様におかれまして本学へ請求される際には、適格請求書の発行をお願い申し上げます。

- ◆適格請求書発行事業者登録番号 : T7120005004787
- ◆氏名又は名称 : 学校法人大阪経済大学
- ◆本店又は主たる事務所の所在地 : 大阪府大阪市東淀川区大隅2-2-8

※インボイス制度の概要等については、国税庁のホームページをご確認ください。

問い合わせ先：大阪経済大学 財務部経理課  
06-6328-2431(代)  
[keiri@osaka-ue.ac.jp](mailto:keiri@osaka-ue.ac.jp)